⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について建築工事及び土木工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当本部業務エリア内発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

日本設計・三菱地所設計共同体（株式会社日本設計及び株式会社三菱地所設計）

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑾　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ及びロの条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成15年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事１及び同種工事２の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）

・同種工事１　主要用途オフィス、高さ125m以上、延床面積100,000㎡以上の施設建築物の建設工事

・同種工事２　人口集中地区（平成22年度国勢調査ＤＩＤ地区）におけるＲＣ又はＳＲＣ造５階建以上の建築物除却工事

ロ　設計実績　以下ａ及びｂの条件を満たすこと又は以下ａからｃの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。以下同じ。）なお、以下ａからｃの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　日本国内において、平成15年度から公告日の前日までに工事完了した「主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物」の設計実績のある者。

ｃ　当機構東日本地区における平成25・26年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。

②　共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

ａ　共同企業体の代表者は①イの同種工事１の実績を有すること。

ｂ　共同企業体の構成員のうちの１者が①イの同種工事２の施工実績を有すること。

ｃ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事３の施工実績を有すること。

・同種工事３　主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物の建設工事

ロ　設計実績　構成員のうちの１者又は共同企業体として上記①ロを満たすこと。

⑿　「基盤整備その１工事」、「基盤整備その２工事」、「基盤整備その３工事」、「基盤整備その４工事」及び「建設工事」に次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。（共同申込みの場合は、「建設工事」の配置技術者については共同企業体の全ての構成員が配置できること。「基盤整備その１工事」、「基盤整備その２工事」、「基盤整備その３工事」及び「基盤整備その４工事」の配置技術者については構成員のうちの１者でよい。）

なお、各工事の配置技術者は、次の各基準を満たせば、同一人とすることができる。

①　「基盤整備その１工事」、「基盤整備その２工事」、「基盤整備その３工事」の配置技術者　次のイからニに掲げる条件を満たすこと。

イ　一級建築士、１級建築施工管理技士又は１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成15年度から公告日の前日までの期間に、⑾①イの同種工事２について、元請けとして従事した経験を有する者であること。

なお、「経験を有する者」とは、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たす者とする。以下同じ。

ａ　対象工事の契約時点で、イの資格を有していること。

ｂ　対象工事の着工（現場施工に着手する日）から竣工までの全ての期間に従事していること。

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　「基盤整備その４工事」の配置技術者　次のイからニに掲げる条件を満たすこと。

イ　１級土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成15年度から公告日の前日までの期間に、完成後引渡しを済ませた、次に示す同種工事４について、元請けとして従事した経験を有する者であること。

・同種工事４　人口集中地区（工事実施時点における国勢調査ＤＩＤ地区）における、幅員６m以上の道路築造工事（新設道路及び道路改良）

ハ　⑿①ハに同じ。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは「基盤整備その４工事」契約日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

※　「基盤整備その４工事」の配置技術者は、「基盤整備その４工事」の契約時点で上記基準を満たすことを確認するものとし、競争参加資格確認申請書において予定配置技術者の資料提出は求めない。

③　「建設工事」の配置技術者　次のイからニに掲げる条件を満たすこと。

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成15年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑾①イの同種工事１について、元請けとして従事した経験を有する者。（共同申込みの代表者以外にあっては、⑾②イｃの同種工事３に掲げる工事について、元請けとして従事した経験を有する者。）

ハ　⑿①ハに同じ。

ニ　⑿①ニに同じ。

⒀　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。